

広島県告示第百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十七年四月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大君深江線	江田島市大柿町深江字水尻一五四一番五地先から 江田島市大柿町深江字鳴河一八七一番一地先まで	平成二十七年三月二〇日